

廃棄命令書

..... 殿

.....植物防疫所（.....支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成28年農林水産省令第61号）第7条の規定により、下記のとおり廃棄すべきことを命ずる。

記

1 廃棄すべき移動制限植物等及びその理由

所在地	品名	数量又は面積	廃棄の理由

2 所有者又は管理者の住所及び氏名

3 廃棄の方法

4 廃棄の期日

(注) 1 この命令について不服があるときは、命令あったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

また、この命令の取消しを求める訴えを提起するときは、命令があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます（なお、命令があったことを知った日から6か月以内であっても、命令の日から1年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができません。）。

2 この命令に違反した場合は、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられます。